

小山工業高等専門学校専攻科委員会規則

制 定 平成11年 4 月 1 日

最終改正 平成23年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校専攻科運営規則第4条第2項の規定に基づき、小山工業高等専門学校専攻科委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

- 一 教育課程の編成及び実施に関すること。
- 二 教育計画及び授業時間の編成に関すること。
- 三 入学者選抜に関すること。
- 四 入学、退学、転学、休学、復学及び修了に関すること。
- 五 試験及び学業成績に関すること。
- 六 学生の進学及び就職に関すること。
- 七 学生の厚生補導に関すること。
- 八 その他専攻科の運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 専攻科長
- 二 コース主任
- 三 一般科で専攻科を担当する教員1名
- 四 学生課長

2 前項第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 前項の委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、専攻科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

(委員会の運用)

第7条 委員会は、他の委員会と密接な関連があり調整を必要とする場合、又は他の委員会で審議することがふさわしいと判断した場合は、それぞれ調整し、又は審議を依頼するこ

とができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 電子システム工学専攻、物質工学専攻及び建築学専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。